

岩手県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 久慈市小久慈町第65地割20の1、21の1、21の2、22の1から22の5まで、23の1から23の4まで、23の11から23の13まで、23の18、23の21から23の23まで、23の25、23の29、23の30、23の32、23の33、23の36、23の38、23の40、23の42から23の44まで、23の47から23の56まで、23の58、23の62、23の63、23の65から23の69まで
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。